

段位審査料 及び 段級位登録料

公益社団法人 大阪府剣道連盟

平成26年4月1日改定

	審査料	登録料	登録料 (70歳以上)
8～4級		証書作成料 500	
3級		800	
2級		1,050	
1級		1,550	
1級(認定)		2,050 (2,700)	2,050 (2,700)
初段	3,250 (4,250)	4,650 (6,100)	2,800 (3,600)
二段	3,750 (4,850)	6,150 (8,050)	3,700 (4,850)
三段	4,250 (5,600)	9,250 (12,050)	5,550 (7,200)
四段	6,350 (8,250)	11,300 (14,750)	6,800 (8,850)
五段	8,400 (10,950)	15,450 (20,100)	9,250 (12,050)
六段	12,350 (16,050)	37,050 (48,150)	22,200 (28,950)
七段	14,900 (19,450)	53,500 (69,550)	32,100 (41,800)
八段	16,450 (21,400)	87,450 (113,700)	52,450 (68,200)
錬士	17,500 (22,750)	48,350 (62,850)	29,000 (37,750)
教士	20,550 (26,750)	68,900 (89,600)	41,350 (53,800)
範士		113,150 (147,100)	67,900 (88,300)
称号予備審査	5,300 (6,900)		
証書再交付	5,150 (6,700)		

※ () 内料金は、非会員に適用する。非会員とは、大阪府剣道連盟に取得
段級位を登録しているが会費を納めていない者をいう。

また、原則として、他都道府県剣連所属の会員の受審は認めていません。

※主催者は、行事实施時の事故に対して傷害保険に加入する(往復途上を含む)。

受審者は健康保険証を持参すること。